習志野市シティセールス動画制作業務委託 プロポーザル募集要項



令和7年10月 習志野市政策経営部 広報課

1. 主旨・目的

現在、「走れ!習志野!」(令和3年度制作)をはじめ、本市を紹介するシティセールス動画は、すべてウェブメディアやデジタルサイネージでの放映を想定した横型動画である。

スマートフォンの普及に伴い、SNSの動画の利用者が増え、縦型動画の需要は高まっていることから、スマートフォンでの視聴に最適、SNSでの拡散がしやすく、若年層へのアプローチに効果的な、新たな紹介動画を制作する必要に迫られている。

そこで、スマートフォンでの視聴を想定した"新たなシティセールス動画"を制作することで、市の「魅力・価値」をPRし、さらには、本市に暮らしている市民の満足度を高める「愛着醸成」や、本市に新たに移り住んでもらう「定住促進」に繋げることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 名称

習志野市シティセールス動画制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「習志野市シティセールス動画制作業務委託 仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

金 1,595,000 円(税込)

(4) 支払方法

完了後一括払い

(5) スケジュール〈予定〉

	日 時	内容
1	令和7年10月1日(水)~10月14日(火)午後5時	募集要項公表期間
2	令和7年10月1日(水)~10月14日(火)午後5時	質問書【様式2】受付期間
3	令和7年10月20日(月)	質問書【様式2】回答
4	令和7年10月27日(月)~10月31日(金)午後5時	参加表明書【様式1】及び関係書類 受付期間
⑤	令和7年11月中旬	提案書に基づく事業者選定委員会による審査
6	令和7年11月中旬	審査結果公表

(6) 業務委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)

(7) 事務局

〒275-8601千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市政策経営部 広報課 シティセールス係 柴野・伊藤 TEL 047-411-5871 (直通)

E-mail kouhou@city.narashino.lg.jp

3. 応募者の資格要件

応募者は、応募書類提出日現在で次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有する事業者で、習志野市入札参加資格者名簿の委託区分(映画・写真制作)に 登載されている者
- (2) 募集要項公表の日から本業務の契約締結の日までの間に、習志野市建設工事請負業者等 指名停止措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約にお ける暴力団対策措置要綱(平成 12 年 2 月 1 日施行)に基づく入札参加除外措置を受けて いないこと。
- (3) 直近5年間において本委託に活かすことができると考えられる動画制作の契約実績を 有すること。
- (4) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (5) 法人の役員が、習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条各号に規定する 暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者で ないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する破産手続開始決定がされている等に該当しないほか、次に該当しない者であること。
 - 〇手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は参加申請期限前 6 か月以内に、手形、小切手の不渡りを出した者
 - 〇会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - 〇民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) 地方税及び国税について滞納がないこと。

4. 応募手続等

(1) 募集要項公表

① 公表期間 令和7年10月1日(水)から10月31日(金)午後5時

(2) 質問書

① 受付期間 令和7年10月1日(水)から10月14日(火)午後5時

② 提出方法 質問書【様式2】を作成の上、事務局(広報課)へ E-mail により 提出するものとする。電話や訪問等による質問には応じない。

※ E-mail を送信した旨を必ず電話にて連絡すること。

③ 質問書回答 回答は令和7年10月20日(月)に市ホームページで公表する。 なお、回答に対する再質問は受け付けない。

5. 参加表明書及び関係書類の受付

(1) 受付期間 令和7年10月27日(月)から10月31日(金)午後5時

(2) 提出するもの

, , <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>				
書類名		作成及び提出上の注意		
【様式1】	参加表明書			

【様式3】	会社等概要	令和7年10月1日現在で記載すること。
		※ 既存の会社概要資料等を別添とすることを可とする。
【様式4】 業務実績		本委託に活かすことができると考えられる契約業務の実績(最大 5
	(動画制作)	件)を記載すること。
		なお、制作物がインターネット上で公開されている場合にはURLを
		記載すること。
		※ 様式に記載した動画制作の実績については、審査資料として活
		用するため、制作物をデータにて提出すること。
		その際、公開されている場合に限り、様式内へのURLの記載を
		もって審査資料として代えることを可とする。
		※ 動画について、審査における視聴は3分以内を想定。
【様式5】 業務の実施体制		実施体制図を作成し、配置を予定している者の役割及び氏名を記載す
		ること。
		その際、主担当(予定で可)及び責任者がわかるように明記すること。
		各担当者の経験年数や実績についても可能な限り詳細に記載するこ
		と。
		また、協力会社がある場合も同様に記載すること。
【様式6】	業務の取組方針及び	基本的な取組方針及びスケジュールについて記載すること。
TIXICO J	受託予定額	また、受託予定額を記載すること。
【自由様式】 企画提案書 別紙「習志」		別紙「習志野市シティセールス動画制作業務委託 仕様書」を参照し
		作成すること。
		その際、制作意図等の内容について詳細に記載すること。
【自由様式】	業務参考見積書	技術者の職務単価及び数量、直接人件費、直接経費、一般管理費等が
		わかるように記載すること。

(1) 提出先(事務局)

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市政策経営部 広報課 シティセールス係 柴野・伊藤 TEL 047-411-5871 (直通)

E-mail kouhou@city.narashino.lg.jp

(2) 提出方法

上記提出先に郵送または持参すること。

- ※郵送の場合、締め切り日の午後5時必着(郵送した旨を必ず電話にて連絡すること)。
- ※持参の場合は必ず広報課に電話で来庁日時を連絡の上で提出すること(受付時間は、各日午前9時~午後5時)。
- ※E-mail では受付をしない。

(3) 提出部数

- 正本 1 部
- ・副本7部(副本は複写可)
- 提出書類をすべてデータ化し、記録したCD-RまたはDVD-R1枚

6. 応募書類作成及び提出上の注意事項

- (1) 応募書類作成の注意事項
 - ① サイズは原則A4とし、A3の場合は折り込むこと。

- ② 提出書類は用紙左に2穴パンチ穴を開け、A4縦サイズのファイルに綴じて提出すること。
- ③ ファイルの表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市シティセールス動画制作業務委託 応募書類」とし、正本・副本の別を表示すること。
- ④ 書類は、正本のみ「商号又は名称」を記入し、副本には「当社」「当団体」と表現するか、 塗りつぶしにより、応募者が特定できないようにすること。
- ⑤ 通しのページ番号を付与し、目次も付けること。
- ⑥ 提出書類にかかる押印は不要とする。

(2) 提出上の注意事項

- ① E-mailによる受付及び提出期限を過ぎた場合の受付はしない。
- ② 提出期限後の応募書類の変更は一切認めない。応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合も補充することはできない。また、記載すべき事項以外の記載があった場合は、その部分の記載は無効となる。
- ③ 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとする。
- ④ 応募者は、複数の応募書類を提出することはできないものとする。
- ⑤ 応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ⑥ 応募書類は返却しない。
- ⑦ 応募書類の取り扱い
 - 〇応募書類の著作権は応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、 市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。
 - 〇本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切 使用せず、第三者に提供しない。
 - 〇応募書類における、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
 - 〇応募書類の内容が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととする。

7. 再委託(協力会社)の取扱い

- (1) 応募者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 応募者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ応募書類において、再委託に関する事項を【様式5】に記載しなければならない。
- (3) 応募者は、契約締結後再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、 市の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除 となることがある。

8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が応募書類を提出したとき。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 応募書類の提出方法、提出期限を守らないとき。

- (4) 提出書類【様式4】業務実績(動画制作)に記載した制作物に盗作等の不正な行為が判明 したとき。
- (5) 提案上限額を超える金額を提案したとき。
- (6) その他、習志野市シティセールス動画制作業務委託選定委員会(以下「選定委員会」)が不 適格と認めたとき。

9. 契約候補者の選定方法

プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。ただし、提案書について市から質問することがある。

(1) 審査及び選定の方法

- ① 市職員で組織する選定委員会が応募書類の審査を行い選定する。
- ② 選定委員会の審査結果を受け、評価が最も高い応募者から第1位契約候補者、第2位契約 候補者、第3位契約候補者として市が選定する。
- ③ 選定委員の全評価項目における全委員の合計点数の平均点数が70%を下回る場合は、 契約候補者として選考しない。
- ④ 評価が同点の場合は、「(2)審査の基準」の「4企画提案」「1業務実績」「5受託予定額」の順に比較し、優れた方を上位とする。前記の内容が同点の場合は、選定委員長が契約候補者を選定する。
- ⑤ 本業務の企画提案を行うものが1者の場合も審査を実施する。

(2) 審査の基準 審査は、次の項目を審査し総合的に判断する。

審査項目		該当様式等	配点		
1	業務実績(動画制作)	【様式4】	2 0		
2	業務の実施体制	【様式5】	5		
3	業務の実施方針	【様式6】	5		
4	企画提案	【自由様式】	6 0		
5	業務の取組方針及び受託予定	【様式6】【自由様式】	1 0		
	額、業務参考見積書	「「「「「「「」」」「「「」」「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「			
満点			100		

10. 選定結果の通知・公表

審査の結果については、令和7年11月中旬に応募者に通知するほか、契約候補者を市ホームページで公表する(応募状況及び審査状況により、変更の場合がある)。事業者名は第1位契約候補者、評価点は第3位契約候補者までを公表する。なお、審査及び審査結果に係る問い合わせには応じないものとする。また、応募者は、審査及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

11. 契約について

- (1) 市は、第1位契約候補者と、契約締結交渉を行うものとする。その場合に、契約金額は提案した受託予定額以内とする。
- (2) 第1位契約候補者が前記「8.失格条項」に該当すると認められた場合、又は市と契約締結交渉が不調となった場合は、評価点により順位付けられた上位の者から順に、契約交渉

を行うものとする。

(3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、又は実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

12. その他の留意事項

応募に係る情報(選定結果、不採用となった団体の名称等含む)は、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報を除き、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)、又は市議会の資料請求に基づき開示が実施されることがある。